

## 宮崎県スポーツ医・科学委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第53条第2項の規定に基づき、宮崎県スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業)

第2条 委員会は、定款第4条に基づき、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上についての医・科学的研究に関すること。
- (2) スポーツ振興についての医・科学的研究に関すること。
- (3) 県民スポーツに関する健康管理、安全管理及びスポーツの相談に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要なこと。

### (委員)

第3条 委員会に、委員15名以上30名以内を置く。

2 委員のうち1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち3名以内を副委員長とする。

### (委員の選出等及び任期)

第4条 委員は、次の各号により選出する。

- (1) スポーツ医・科学関係機関団体において、スポーツ医・科学関係者を若干名選出する。
- (2) 本会理事会において、本会理事及び学識経験者から若干名選出する。

2 委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会長が委嘱する。

4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### (職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、規程の改廃、事業計画、事業予算のほか本会理事会から諮問された事項について審議する。

3 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (部会等)

第7条 委員会は、第2条の事業を行うために必要な部会等を設置することができる。

### (経費)

第8条 委員会の経費は、本会の助成金をもって支弁し、定款及び規程の定めるところにより処理する。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

### (規程の変更)

第10条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会理事会で審議して、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
- 3 令和 5 年 6 月 1 6 日 一部改正